

行政処分一覧

処分年月日	免許番号	商号	代表者の氏名	事務所所在地	処分内容	処分理由
令和4年5月10日	福岡県知事(1) 第18396号	(有)魁翔	吉野 信幸	北九州市小倉北区白萩町5-18白萩光和ビル103号室	免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、令和4年2月22日付の県公報により公告したが、公告の日から30日を経過しても被処分者から申出がなかったため。
令和4年5月10日	福岡県知事(1) 第19353号	(株)スムーズ	古田 爛	北九州市小倉北区山門町5-30小文字ハイツ101	免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、令和4年2月22日付の県公報により公告したが、公告の日から30日を経過しても被処分者から申出がなかったため。
令和4年5月18日	福岡県知事(1) 第18558号	(株)NISHIYAMA	泉 幸一	福岡市中央区荒戸1-3-20-8階	免許取消	被処分者は、令和3年7月15日に保証協会の社員の地位を失ったことにより、当該地位を失った日から1週間以内に、法第25条第1項から第3項までの規定により営業保証金を供託しなければならなかったにもかかわらず、これを行わなかった。 このことは、法第64条の15(社員の地位を失った場合の営業保証金の供託)前段の違反に当たることから、法第65条第2項第2号の規定に基づき、令和4年1月21日付けで、当該業者に対する処分を業務停止30日とするとともに、同日付けで業務停止期間が満了する日までに営業保証金を供託するよう勧告したが、その勧告に従わず期日までに供託した旨の届出をしなかった。 この状況は、法第64条の15前段の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する上、法第66条第1項第9号前段に該当する。
令和4年6月3日	福岡県知事(1) 第18422号	(株)アールファーマ	濱田 恵子	福岡市早良区藤崎1-1-47	免許取消	被処分者の役員は、法第5条第1項第5号に規定する免許の欠格事由に該当することとなった。このことは、法第66条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者の免許の取消事由に該当する。
令和4年12月20日	福岡県知事(1) 第19979号	(株)ガンツ不動産	森田 光俊	福岡市東区香椎駅東1-4-1	業務停止 (令和5年1月4日 ～令和5年2月2日)	被処分者は、営業保証金を供託していないにもかかわらず、営業を開始した。このことは、法第25条第5項に違反する。

令和5年1月11日	福岡県知事(1) 第18580号	(株)ニッシンホームテック	岩崎 悦也	福岡市南区玉川町18-10	免許取消	被処分者の役員は、法第5条第1項第6号に規定する免許の欠格事由に該当することとなった。このことは、法第66条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者の免許の取消事由に該当する。
令和5年1月26日	福岡県知事(4) 第14799号	(有)しんえい	森 すわ子	福岡市中央区今泉2-1-28	免許取消	被処分者の役員は、法第5条第1項第6号に規定する免許の欠格事由に該当することとなった。このことは、法第66条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者の免許の取消事由に該当する。